

国道9号乙吉電線共同溝PFI事業 実施方針に関する意見回答書

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
1	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設の名称及び種類	以下の項目を含め、その他事業対象項目がある場合、入札公告時に詳細な施工方法・規格・数量等の提示をお願いします。 ・道路(車道、歩道) ・道路附属物(道路照明、道路標識等)	詳細は入札公告時に示します。
2	実施方針	3	第1	1	(9)	民間事業者への支払い	①「本事業の完了日となる令和35年3月31日の変更も行わない」とありますが、設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、国への所有権移転を前倒した場合は、事業期間を前倒しするようご検討をお願い致します。	ご意見として伺いますが、本事業の条件については実施方針に記載のとおりとします。
3	実施方針	3	第1	1	(9)	民間事業者への支払い	①「本対価の割賦方式による支払い始期は前倒しすることなく令和13年度からとし、当該支払期間は令和13年度から令和34年度までとする」 ②「本対価の支払期間は変更しない」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。また、発注者も割賦払い期間が長期にわたることで割賦手数料総額が増加することから、割賦払い期間は施設整備期間と同期間(7年)を要望します。7年とする理由は、PFI事業の目的の一つである「行政予算の平準化」は施設整備期間内での平準化でも果たせるためです。	ご意見として伺いますが、本事業の条件については実施方針に記載のとおりとします。
4	実施方針	17	第2	5	(6)	維持管理企業の参加資格要件	②「平成20年4月1日以降に完了した国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検の実績を有していること」とありますが、公益民間事業者が道路に占用している地下構造物の維持管理についても本実績と見なすようお願い致します。	ご意見として伺いますが、本事業の条件については実施方針に記載のとおりとします。
5	実施方針	22	第6	2	(1)	事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	中国地方整備局が賠償請求される(2)②の方には、「なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、中国地方整備局と事業者が協議して定めるものとする」とありますが、中国地方整備局が賠償請求する(1)③も「中国地方整備局と事業者が協議して定めるものとする」に変更願います。	双方の帰責事由による損害の負担に関する詳細は入札公告時に示します。
6	別紙5	32			5 6	リスク分担表	「事業契約締結後、特定の時期(施設の完成引渡日以前)に金利を入札時のものから改定し、確定することを予定している」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。20年後の金利は予測不可能であり、金利の確定日以降の大幅な変動によって、発注者又は事業者へに損得が発生する可能性があります。金利の適正支払いのために、維持管理期間の途中段階でも大幅な金利変動があった場合は、金利の見直しを行うようご検討をお願い致します。	ご意見として伺いますが、本事業の条件については実施方針に記載のとおりとします。
7	別紙5	32			6	リスク分担表	「基準金利の確定の日以降の金利変動による資金調達コストの増加」について事業者のみがリスクの負担者と記載されていますが、事業者と国とが双方で対処すべき問題であるため国も負担者であると記載願います。	ご意見として伺いますが、本事業の条件についてはリスク分担表に記載のとおりとします。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
8	別紙5	32			11	リスク分担表	「ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする」とありますが、契約を解除されたことに伴う事業者が被る損失の補填について、国と事業者が協議できるよう願います。	法令変更に起因する契約解除については、リスク分担表のNo.61に記載のとおりです。
9	別紙5	32			12	リスク分担表	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。増加費用については、設計変更協議の対象とするよう願います。	当該事案がリスク分担表のNo.11又はNo.12のいずれかに該当する場合は、個々に判断する予定です。
10	別紙5	33			21	リスク分担表	「施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」については事業者にのみ「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可抗力による住民反対運動が起こる可能性があるため、国側にも「○」を記載し、協議の対象とするよう願います。	リスク分担表に記載のとおりとします。ただし、当該事案において合理的な理由がある場合は、協議の対象とします。
11	別紙5	33			32	リスク分担表	「国の帰責事由以外により」を「事業者の帰責事由により」に変更お願いします。また、次番号に「上記以外の近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用」を追加いただき、負担者は国、事業者の双方に「○」を記載するようお願いいたします。	リスク分担表に記載のとおりとします。ただし、当該事案において合理的な理由がある場合は、協議の対象とします。
12	別紙5	34			48	リスク分担表	「国の帰責事由以外により」を「事業者の帰責事由により」に変更お願いします。また、次番号に「上記以外の維持管理業務の実施について第三者に及ぼした損害」を追加いただき、負担者は国、事業者の双方に「○」を記載するようお願いいたします。	リスク分担表に記載のとおりとします。ただし、当該事案において合理的な理由がある場合は、協議の対象とします。
13	別紙5	34			60	リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、不可抗力により生じる費用は、全額、国の負担と考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。	不可抗力リスクの費用については、リスク分担表のNo.13及びNo.14に記載のとおりです。詳細は入札公告時に示します。
14	別紙5	34			61	リスク分担表	法令変更に起因する契約解除について、事業者負担に「○」が記載されておりますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。分担表の事業者欄の表記削除をお願いします。	法令変更リスクの費用については、リスク分担表のNo.11及びNo.12に記載のとおりです。詳細は入札公告時に示します。
15						基準金利	他の電線共同溝PFI事業においては国債金利を採用していますが、事業者は利率が高い民間金融機関からの借入が必要となります。民間金融機関で採用されている一般的な金利(例:長期プライムレート)を基に基準金利を確定していただくようご検討お願い致します。	基準金利についての詳細は入札公告時に示します。